

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

定期監査の結果及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により知事、教育委員会委員長及び公安委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年6月14日

沖縄県監査委員	太	田	守	胤
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	兼	城	賢	次
沖縄県監査委員	糸	洲	朝	則

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

（平成15年度監査結果報告分）

1 県税収納率の向上に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県税の収納状況は次のとおりで、収納率が前年度に比べ0.1ポイント低下している。引き続き収納対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成15年度	90,946,686,196円	85,565,074,873円	678,691,439円	4,707,737,995円	94.1%
平成14年度	92,500,644,050円	87,162,747,841円	422,335,374円	4,920,701,006円	94.2%
対前年度比	98.3%	98.2%	160.7%	95.7%	—

- (2) 講じた改善措置の概要 個人県民税については、市町村との徴収対策会議を開催するなど連携を密にし、市町村との共同催告、共同滞納整理を実施している。

自動車税については、滞納件数が膨大で人員と時間を要する税目であることから、滞納整理強化月間を設定し、全県税職員による滞納整理を行っている。平成15年度からは、滞納処分の早期着手により徴収率の向上を図るため、強化月間を早期に実施し、徴収対策を強化している。

高額滞納事案については、県税特別滞納整理班を設置して整理に取り組んでいる。

（総務部税務課、各県税事務所、各支庁県税課）

2 県税の滞納処分を強化する必要があるもの

- (1) 指摘の内容 個人県民税及び自動車税の不納欠損処分は、地方税法第18条（5年時効）に基づくものが大半を占めている。これらの処分の滞納整理状況をみると、納税交渉や債務者の生活、財産状態等の把握が不十分なケースが多数見受けられた。

滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じた適正、適切な措置を強化する必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 滞納整理強化月間を早期に設定して、滞納者の実情の把握や財産調査を行い、滞納処分を強化した。

また、納税が困難なものについては、法の規定に基づき滞納処分の執行停止を行っている。

（総務部税務課、各県税事務所、各支庁県税課）

3 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	50,304,992円	6.0%	8.4%

- (2) 講じた改善措置の概要 収入未済額の圧縮を図るため、滞納者に対して督促状の発送及び電話や戸別訪問による催告等を実施している。

また、法的措置対象者選考委員会を設置して選考調書を作成し、支払い命令等法的措置の実施に向けて作業を進めている。

(総務部管財課)

4 自動車税の督促状発送業務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容 平成15年度の自動車税の納期内納付率は、56.2%にとどまっている。

未納者に対しては、督促状を発送することになるが、その発送業務に2週間程度を要していることから、その間の納付済分に対する督促状発送が2万件を超えている状況となっている。納期内納付率の向上を図るとともに、いわゆる行き違い督促状発送件数を縮減するための業務改善に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 督促状印刷後、可能な限り早い時期に発送できるように努める。

また、督促状発送業務の短縮のため、予算、守秘義務等も含め、督促状作成から発送までを一貫して民間委託することが可能であるか検討している。

納期内納付率の向上を図るため、ラジオ、新聞等のマスコミを利用した広報活動を行い、平成16年度においては納期内に休日窓口を開設し、納税しやすい環境作りに努めている。

(自動車税事務所)

5 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容 準特地勤務手当の支給に当たって、支給期間の確認が十分でなかったため、支給すべき職員に同手当80,928円を支給していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 指摘のあった手当については平成17年2月3日に支給済みである。今後は、このような見落としがないよう、確認作業の強化について文書による周知・徹底を図った。

(八重山支庁総務・観光振興課)

6 支出負担行為の整理が遅れていたもの

(1) 指摘の内容 県営樹苗畑生産委託事業及び治山施設維持管理工事の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の整理について、平成16年度からは関係規則等の周知を図り、適正な事務処理に努めた。

(八重山支庁農林水産振興課)

7 支出負担行為の整理が遅れていたもの

(1) 指摘の内容 市町村磁気探査支援事業の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の整理について、平成16年度からは関係規則等の周知を図り、適正な事務処理に努めた。

(文化環境部消防防災課)

8 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
児童扶養手当過誤払い返還金	149,550,148円	92.3%	13.0%

(2) 講じた改善措置の概要 平成15年度分の収入未済26件、平成16年度分の202件に対し督促状を送付し、債権の保全に努めるとともに、一括での支払いが困難なものについては分割納付等の承認を行い円滑な回収に努めている。

分割納付については、平成15年度分14件、2,482,810円、平成16年度分10件、2,405,500円の債権を分割納付による償還に変更し、回収の促進を図っている。

また、債権発生を防止するため市町村に対し文書で、資格喪失者や支給に疑義のあるものを適宜把握すること、確認を要する場合は家庭訪問を行うなどにより、実態把握するよう周知した。

なお、公的年金受給による債権発生対策として、平成16年12月に社会保険庁の職員を招聘し、市職員を交え年金制度に係る勉強会及び児童扶養手当制度理解についての情報交換を行うと共に、市町村に対し年金受給による債権発生の未然防止への協力要請を行った。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

9 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	274,223,023円	67.8%	2.8%

- (2) 講じた改善措置の概要 収入未済の発生防止と滞納者の実態に即した実効性のある償還活動に向けて「償還推進マニュアル」を策定し、収入未済額の徴収強化、償還対策をしている。

「貸付審査基準」の見直しを行い、貸付申請時における償還能力の精査等を強化することにより、適切な貸付を行っている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

10 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
児童福祉施設負担金	163,694,938円	53.9%	3.9%

- (2) 講じた改善措置の概要 滞納者に対しては、督促状の送付のほか、電話や訪問により督促するとともに、負担金の納付について理解が得られるよう指導し、滞納金の徴収強化に努めた。

(福祉保健部障害保健福祉課)

11 現金出納事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 入学考査料の指定金融機関等への払込みは、収納したその日に行うべきであるが、数日分まとめて払い込む事務処理を行っており、最長18日間払込みが遅れているものがあつた。

- (2) 講じた改善措置の概要 入学考査料は、志願書類に郵便為替を同封する形で納付される。納付された郵便為替は、郵便局で換金し指定金融機関へ払い込みしている。

今年度からは、志願者から納付されたその日又はその翌日に指定金融機関に払い込むよう徹底している。

(県立看護大学)

12 支払遅延により不経済支出となっていたもの

- (1) 指摘の内容 施設負担金の認定額の変更に伴う返還金の支払いが遅れたため、3人分の還付加算金245,400円が不経済支出となっていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 負担金の認定額に変更が生じた場合は、定期的に確認を行うよう徹底している。

また、返還金が生じた場合は、還付加算金が発生しないよう速やかに処理を行い、適正な経理事務処理に努める。

(中央児童相談所)

13 公益法人の業務の監督が不十分なもの

- (1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成16年度中に当該公益法人の検査を実施した。今後は公益法人検査要領に基づき、適切に検査を実施する。

(福祉保健部国保・援護課) (福祉保健部薬務衛生課)

14 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの(各病院共通事項)

- (1) 指摘の内容 平成15年度末における医業未収金(個人負担分)は、1,631,450,707円となっており、前年度末より11.4パーセント増加していた。未収金の発生防止及び回収について一層努力する必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 「未収金発生防止期間」(平成16年12月から平成17年3月)を設定し、発生防止、早期回収の強化を図った結果、平成17年3月末時点における7県立病院の現年度分未収金は対前年度同月比で約6,200万円減少した。

また、支払督促制度の活用をルーチン化し、30万円以上の債務者をすべて申し立てるため、平成16年10月に未収金処理要綱を改正して、30万円以上の債務者を中心に69名に対して支払督促を実施した。

(福祉保健部病院管理局)

15 調定事務が適正でなかったもの(各病院共通事項)

- (1) 指摘の内容 「その他医業収益」のうち臨時に発生する収入(研修受託料、健康診断料等)について、収入が発生したときに収入調定すべきものを調定していなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 臨時に発生する「その他医業収益」については、平成16年度から債権が発生した時点で調定を行うよう調定事務の改善を図った。

(福祉保健部病院管理局)

16 行政財産の使用料の調定が行われていなかったもの

- (1) 指摘の内容 行政財産の使用許可に係る建物使用料について、年度当初で収入調定をすべきものが行われていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 行政財産の使用許可に係る建物使用料については、平成16年度から沖縄県病院事業財務規則第25条の規定に基づき収入調定を行っている。

(福祉保健部宮古病院)

17 契約方法について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 競争入札に付すべき業務委託契約について、随意契約により執行しているものがあつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 業務委託契約等の契約方法については、沖縄県財務規則の規定に基づき適正に事務処理を行う。

(福祉保健部北部病院)

18 契約手続が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 水道法に基づく貯水タンクの定期清掃業務について、会計手続がないまま執行されていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成16年度からは、関係規則等に従い、適正に会計手続を行っている。

(福祉保健部南部病院)

19 診療報酬請求事務について改善を要するもの(各病院共通事項)

- (1) 指摘の内容 診療報酬請求において、患者の保険証記載事項の転記ミスや担当医師のコメント漏れ等が多く見受けられ、診療報酬請求明細書の返戻割合が高くなっている。
明細書のチェック体制を強化するなど、引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 診療報酬請求明細書については、各県立病院の業務課において集中的に内容の確認を行うとともに、診療報酬検討委員会を設けて返戻件数の縮減に取り組んでいる。
平成16年度においては、前年度に引き続き病院管理局に配置された適正収益確保チームが各県立病院を定期的に訪問し、診療報酬請求漏れの改善及び明細書返戻防止の指導を行っている。
また、保険証記載事項の確認を二重に行うなど、軽微な転記ミスに伴う返戻の防止対策も行っている。

(福祉保健部病院管理局)

20 給食業務の衛生管理に留意を要するもの

- (1) 指摘の内容 入院患者の給食業務委託契約において、業務従事者に対し、月1回以上の検便、年2回以上の寄生虫検査等を行うことを義務づけているが、検査を実施しておらず、病院側もこれを見過ごし、衛生管理に不注意があつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 給食業務委託契約において業務従事者に対し義務づけられている検査については、平成16年度から同契約に基づき適正に実施している。

(福祉保健部南部病院)

21 本庁、病院間の振替手続に改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 本庁執行の建設改良工事、医療機器購入、企業債借入、企業債償還等について、各病院での経理記帳は、取引が行われた時点で行うべきものを、会計年度末に集中して行っており、これが決算事務の遅れとなっている。本庁と病院間の振替手続を改善する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 病院事業の決算事務については、本庁から各県立病院への勘定科目の付替を早期に行い、手続の改善に努める。

(福祉保健部病院管理局)

22 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあつた。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
農業改良資金償還金・違約金	515,600,300円	71.6%	12.7%

(2) 講じた改善措置の概要 延滞債権の回収については、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用農業協同組合連合会等の事務委託金融機関と連携し、督促状の送付、個別面談の実施及び面談に出席しない延滞者への戸別訪問等に努めた結果、43,987,000円（うち新規延滞26,989,000円）を回収した。

特に、新規延滞者については、延滞債権を長期化させないよう、沖縄県農業協同組合、農業改良普及センター等を中心に営農指導を重点的に行い、円滑な償還を促した。

また、延滞が長期固定化しつつある債務者に対しては、連帯債務者や連帯保証人も含めた面談を行い、その中で具体的な償還計画を作成させて回収に努めるとともに、償還誓約書の提出による時効の中断を図った。

（農林水産部農政経済課）

23 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
林業改善資金貸付金元利収入	45,528,528円	45.6%	5.8%

(2) 講じた改善措置の概要 事務を委託している森林組合及び県出先事務所普及職員による戸別訪問の実施を強化し、償還方法の話し合いや経営改善の指導を行い、527,000円を回収した。

また、滞納者が森林組合の業務に従事した場合は、その対価支払い時に一部返済の調整をすることを確認したほか、林業経営以外の収入がある場合においても、それに対応した分割返済を行い、返済が不可能と判断される債務者については、連帯保証人からの代理返済についても調整していくことを確認した。

なお、債権管理方針の策定作業を進めており、さらに、新たな貸付に際しては担保の提供を求めると、連帯保証人を面談で確認等を行い、滞納が発生した場合には速やかに債権回収ができる内容で、要領の改正作業を行っている。

（農林水産部林務課）

24 支出負担行為の整理が遅れていたもの

(1) 指摘の内容 含みつ糖高付加価値化推進モデル事業の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の整理については、関係規則等を遵守し適正な事務処理に努めている。

（農林水産部糖業農産課）

25 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容 公用車の年間稼働日数が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。

(2) 講じた改善措置の概要 平成16年11月19日付けで、林業試験場に対し、公用車両の所管換えを行った。

（農林水産部林務課）

26 公益法人の業務の監督が不十分なもの

(1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 平成16年度中に当該公益法人の検査を実施した。今後は、公益法人検査要領に基づき適切に検査を実施する。

（農林水産部園芸振興課）（農林水産部畜産課）（農林水産部営農推進課）

27 公共工事の入札及び契約等に係る情報が公表されていなかったもの

(1) 指摘の内容 公共工事の入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき公表することになっているが、金額の変更を伴う契約変更の内容等が公表されていなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 変更契約についても、公共工事の入札及び契約内容等の公表事項として公表

した。

(中部農林土木事務所)

28 水産生産物払下規程の見直しが必要なもの

- (1) 指摘の内容 現行の水産生産物払下規程は、取引の実態にそぐわないものとなっており、同規程の見直しを行う必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 水産物払下規程の改正については、所管課（水産課）を中心に3回作業部会を開催し、取引の実態に見合った内容となるよう改正手続を進めている。

(水産試験場八重山支場)

29 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	3,057,523,443円	63.8%	26.2%

- (2) 講じた改善措置の概要 未収金については、債務者のみならず、連帯保証人の資産状況を調査し、債権差押命令申立等を行っている。

また、一括償還が困難な債務者等については、分割納付の相談に応じている。平成16年度には、連帯保証人からの回収も含め、19社から110,406,933円を回収した。

さらに、倒産、債務者死亡等、回収の見込みのない債権については、2件、8,923,482円の不納欠損処理を行った。

(商工労働部経営金融課)

30 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
違約金及び延納利息	70,245,248円	97.2%	3.4%

- (2) 講じた改善措置の概要 延滞金等については、債務者のみならず、連帯保証人の資産状況を調査し、債権差押命令申立てを行い回収している。

また、一括償還が困難な債務者等については、分割納付の相談に応じ回収している。平成16年度は、3社から260,000円を回収した。

さらに、倒産、債務者死亡等、回収の見込みのない債権については、6件、5,152,930円の不納欠損処理を行った。

(商工労働部経営金融課)

31 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
賃貸工場施設使用料	37,893,333円	29.9%	172.7%

- (2) 講じた改善措置の概要 滞納整理検討会を開催し、滞納企業別の滞納整理方針を設定し、個別訪問、催告等を実施している。平成16年度は、1社から800,000円回収した。

また、新たな収入未済が発生しないよう、現入居企業に対しては経営状況等ヒアリングを行い使用料の期限内徴収に努めており、平成16年度については、未収金の発生はない。

さらに、新たに賃貸工場への入居を希望する企業については、民間信用会社による企業調査等を実施するなど入居時の審査を強化している。

(商工労働部企業立地推進課)

32 予算の執行が効率的でなかったもの

- (1) 指摘の内容 当所において、ダム水面のボタンウキクサの処理費用として5,334,000円支出しているが、ボタンウキクサが繁茂した後に処理を行ったことから費用が増嵩していた。

早期に対策をとり、処理費用の縮減に努める必要があった。

- (2) 講じた改善措置の概要 ダム湖の日常監視を強化し管理に努めている。また、河川愛護月間の一環として、クリーン作戦を実施している。

(県ダム事務所)

33 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	881,945,126円	16.3%	2.0%

- (2) 講じた改善措置の概要 明け渡し訴訟の提起を継続して実施するとともに、家賃滞納の結果が明け渡し訴訟、強制執行となる内容のチラシを入居者へ配布し、周知を図った。

なお、死亡、行方不明者等、債権の回収の見込みのない者については、2,135,029円（2名分、計129ヶ月分）の不納欠損処理を行った。

(土木建築部住宅課)

34 国庫補助金の受入れが遅れていたもの

- (1) 指摘の内容 事業の進捗により、国庫補助金の概算払いの請求が可能であったにもかかわらず、これを行わなかったことから、当該国庫補助金の受入れが相当期間遅れていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 国庫支出金の適切な受入れができるよう、事業の進捗状況を考慮して、9月及び12月に計2回の概算請求を行った。

今後も事業の進捗状況に応じて、概算請求を行い、可能な限り早期受入れに努める。

(土木建築部河川課)

35 公益法人の業務の監督が不十分なもの

- (1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人（公益法人）については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成16年度中に当該公益法人への検査を実施した。今後は、公益法人検査要領に基づき適切に検査を実施する。

(土木建築部技術管理室) (土木建築部都市整備・モノレール課)

36 契約方法について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 金城ダム・座間味ダム管理業務を（財）沖縄県建設技術センターに随意契約により委託をしているが、当該業務の内容から民間への委託について検討する必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 事務事業の点検・見直しを行い、同業務を職員で行うこととした。

(県ダム事務所)

37 授業料の徴収及び収納事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 平成15年度新入学生の4月分授業料合計2,976,000円（320名分）を出納員が受領してから指定金融機関等へ払い込むまで約3ヶ月を要し、収納事務が著しく遅延していた。

- (2) 講じた改善措置の概要 その後の授業料の徴収及び収納事務については、沖縄県財務規則の周知徹底を図り、適切な処理を行っている。

(球陽高等学校)

38 必要な予定価格調書を作成していなかったもの

- (1) 指摘の内容 業務委託契約、賃貸借契約等に当たり、予定価格調書の作成が必要であるにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったものが3件あった。

- (2) 講じた改善措置の概要 その後の契約事務については、沖縄県財務規則の周知徹底を図り、適切な処理を行っている。

(総合教育センター)

39 協議会の運営が休止しているもの

- (1) 指摘の内容 沖縄県立総合教育センターの運営の円滑を図るため設置された「沖縄県立総合教育センター協議会」が平成6年度以降開催されておらず、同協議会の利活用が図られていなかった。

- (2) 講じた改善措置の概要 教育庁で検討した結果、今後同協議会の利活用を図る必要があると判断され

るので、平成17年度に同協議会を開催することとした。

(総合教育センター)

40 委託業務の積算が適切でなかったもの

- (1) 指摘の内容 運転免許関係の委託業務契約において、執行予定額の積算が、委託業務の標準的な経費をもって積算すべきものを委託先の経費実績を積算基礎にするなど、積算方法が適切でなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成17年度の契約にあつては、委託業務に応じた標準的な設計単価をもって積算し、積算が過大にならないようにする。

(警察本部運転免許課)

(平成14年度監査結果報告分)

1 長期間経過した未収金の事務処理について改善を求めたもの

- (1) 指摘の内容 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額のうち時効が完成し、回収が見込めないものについては、債権放棄の手続を行うことについて検討する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 償還能力があると思われる債務者に対しては、継続して償還指導(請求、督促、訪問)を行っている。償還能力がないと思われる債務者に対しては要件を確認して不納欠損処分を行うこととしている。

(南部福祉保健所)

2 予算の執行時期が適切でないもの

- (1) 指摘の内容 沖縄県総合運動公園ほか6公園において使用するマットほか15品目、10,279,500円について、年度当初には予算の執行が可能であったにもかかわらず、いずれも平成15年2月以降に執行して、予算執行の時期を失っていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 四半期毎に執行状況を確認し、早期執行に努めた。

(土木建築部都市計画課)

第2 財政的援助団体等監査に基づき講じた措置

(平成15年度監査結果報告)

1 未収金の回収について努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会における生活福祉資金貸付金の償還状況は、平成16年3月31日現在、償還計画額1,116,217,481円に対し、償還額は353,885,745円(償還率31.7%)で、未償還額は762,331,736円となっている。

平成16年度から「生活福祉資金貸付事業の運営方針」を改正し、償還率の向上に努めているとのことであるが、生活福祉資金の安定的運用を図るため、貸付金の回収に一層努める必要がある。

(福祉保健部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 「生活福祉資金貸付事業の運営方針」を改正し、貸付条件を見直すとともに借受人及び連帯保証人に対し、世帯訪問による面接・督促及び呼出相談会の重点的な実施による償還促進や口座自動引落不能者等に対する電話督促を強化した。

その結果、平成16年度の償還額は、371,576,444円(償還率33.3%)となり、平成15年度に比べ17,690,699円(償還率1.6ポイント)増加している。

(社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会)

2 備品台帳の整備を要するもの

- (1) 指摘の内容 財団法人沖縄県保健医療福祉事業団では、平成13年度以降物品の受払いが備品台帳に記録されていない。早急に備品台帳の整備を行う必要がある。

(福祉保健部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 記載が漏れていた冷房機、テスター等6件の物品を備品台帳に記載し、帳簿残高と現品有高の照合を行った。

(財団法人沖縄県保健医療福祉事業団)

3 経理事務が不適正なもの

- (1) 指摘の内容 財団法人沖縄マリシレジヤーフティビューローでは、支出決議のないまま予算を執行しており、不適正に支出されている。

今後このようなことがないように適正な経理事務の執行が必要である。

(警察本部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 平成16年度からは、警察本部地域課職員を事務局長に併任して経理事務の執

行体制を強化した。

(財団法人沖縄マリンレジャーセイフティビューロー)

4 経理事務が不適正なもの

(1) 指摘の内容 沖縄マリンレジャーセイフティビューローでは、委託業務において見積書も徴せず契約締結もないままに業務を執行し、委託料を支出している。

今後このようなことがないように適正な経理事務の執行が必要である。

(警察本部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 平成16年度からは、警察本部地域課職員を事務局長に併任して経理事務の執行体制の強化を図り、県財務規則に定められた契約手続に準じて適正に経理事務を執行している。

(財団法人沖縄マリンレジャーセイフティビューロー)